

鹿屋市水産業振興計画有識者会議開催要綱

(趣旨)

第1条 本市水産業の持続的発展及び多面的機能の発展に向けて、効果的な事業を推進するための指針となる鹿屋市水産業振興計画（以下「計画」という。）を策定するため、鹿屋市水産業振興計画有識者会議（以下「有識者会議」という。）を開催することに関し必要な事項を定めるものとする。

(意見等を求める事項)

第2条 有識者会議は、計画に関する事項を協議検討し、市長に意見等を述べるものとする。

(参加者)

第3条 市長は、次に掲げる者のうちから、有識者会議への参加を求めるものとする。

- (1) 学識経験者
- (2) 企業等関係者
- (3) 漁業従事者
- (4) 各種団体の関係者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 鹿屋市副市長事務分担規程（平成26年鹿屋市訓令第3号）第2条第3号に規定する副市長（以下単に「副市長」という。）
- (7) その他市長が必要と認める者

(運営)

第4条 有識者会議の参加者は、有識者会議を進行する議長を定めるものとし、議長は副市長をもって充てる。

2 市長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(策定委員会)

第5条 有識者会議に策定委員会を置く。

2 策定委員会は、計画に盛り込むべき事項を調査・検討し、その結果を有識者会議に報告するものとする。

3 策定委員会の委員は、副市長、農林商工部長、農林商工部の関係課長、関係機

関の職員等をもって充てる。

4 策定委員会に委員長を置き、委員長は、副市長を充てる。

5 策定委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

6 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第6条 有識者会議の参加者及び策定委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(庶務)

第7条 有識者会議の庶務は、農林商工部林務水産課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、有識者会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

3 第6条の規定は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。